

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(一般契約申込の方法)</p> <p>第8条 一般契約(コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの及びコースBに係るものを除きます。)の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う5Gサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 一般契約(コースBに係るものに限ります。)の申込みをすることができる者は、次の全てに該当する者とします。</p> <p>(1) 個人であって満18歳に達した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>(一般契約の区分の変更)</p> <p>第13条の2 一般契約者(コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者を除きます。以下この条において同じとします。)は、一般契約に係る区分の変更を請求することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般契約に係る区分の変更(コースBへの変更に限ります。)を請求することができる一般契約者は、次の全てに該当する者とします。</p> <p>(1) 個人であって満18歳に達した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(一般契約に係る名義変更)</p> <p>第15条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更(氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、一般契約(コースBに係るものに限ります。)に係る名義変更の請求は、新たにその一般契約者になろうとする者が次の全てに該当する場合に限り、行うことができます。</p> <p>(1) その一般契約に係る登録利用者(第75条(利用者登録)に規定するものをいいます。)であって、満18歳に達した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第16条～第17条 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(一般契約申込の方法)</p> <p>第8条 一般契約(コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの及びコースBに係るものを除きます。)の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う5Gサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 一般契約(コースBに係るものに限ります。)の申込みをすることができる者は、次の全てに該当する者とします。</p> <p>(1) 個人であって満20歳に達した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>(一般契約の区分の変更)</p> <p>第13条の2 一般契約者(コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者を除きます。以下この条において同じとします。)は、一般契約に係る区分の変更を請求することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般契約に係る区分の変更(コースBへの変更に限ります。)を請求することができる一般契約者は、次の全てに該当する者とします。</p> <p>(1) 個人であって満20歳に達した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(一般契約に係る名義変更)</p> <p>第15条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更(氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、一般契約(コースBに係るものに限ります。)に係る名義変更の請求は、新たにその一般契約者になろうとする者が次の全てに該当する場合に限り、行うことができます。</p> <p>(1) その一般契約に係る登録利用者(第75条(利用者登録)に規定するものをいいます。)であって、満20歳に達した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第16条～第17条 (略)</p>

第3節 (略)

第3章の2～第11章 (略)

第12章 雑則

第64条～第74条 (略)

(利用者登録)

第75条 5 G契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る5 Gを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2 前項の規定にかかわらず、5 G契約者は、5 G契約（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）の申込み、一般契約に係る区分の変更（コースBへの変更に限ります。）の請求又は5 G契約（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）に係る名義変更の請求の承諾を受けた際に、その契約に係る5 Gを主に利用する者（その5 G契約者又はその5 G契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する満18歳に満たない者に限ります。）を指定し、利用者登録を行っていただきます。

3～12 (略)

(注) (略)

第76条～第84条 (略)

第13章 (略)

料金表

通則

1～47 (略)

(注) (略)

別記

1～6 (略)

7 その他のサービスに関する料金等

(1)～(3) (略)

(4) 番号案内料等

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
番号案内料	1電話番号等ごとに	250円（275円）
(略)		

別表1～別表7 (略)

第3節 (略)

第3章の2～第11章 (略)

第12章 雑則

第64条～第74条 (略)

(利用者登録)

第75条 5 G契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る5 Gを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2 前項の規定にかかわらず、5 G契約者は、5 G契約（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）の申込み、一般契約に係る区分の変更（コースBへの変更に限ります。）の請求又は5 G契約（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）に係る名義変更の請求の承諾を受けた際に、その契約に係る5 Gを主に利用する者（その5 G契約者又はその5 G契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する20歳に満たない者に限ります。）を指定し、利用者登録を行っていただきます。

3～12 (略)

(注) (略)

第76条～第84条 (略)

第13章 (略)

料金表

通則

1～47 (略)

(注) (略)

別記

1～6 (略)

7 その他のサービスに関する料金等

(1)～(3) (略)

(4) 番号案内料等

区 分	単 位	料 金 額
		税抜額 200円（税込額 220円）
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額 200円（税込額 220円）
(略)		

別表1～別表7 (略)

附 則（令和4年3月25日経企第3309号）
この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第8章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>附 則（令和4年3月28日経企第3227号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和4年4月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第3130号（令和4年3月7日）の附則第3項中「令和4年3月31日」を「当社が別に定める日」に改めます。</p>	<p>第1章～第8章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p>